

## 2021年度 笹川保健財団研究助成

### 募集要項

#### 1 趣旨

超高齢・少子化社会の進行により、わが国で医療・看護・介護ニーズは変化しました。これまでの医療施設での治療主体の体制から、地域を基盤とし生活をも含む包括医療支援体制への転換が必至となっています。本研究助成は、以下の [Ⅰ. 研究] と [Ⅱ. 実践調査] に対し支援します。

##### Ⅰ. 研究

医療施設の内外を問わず、地域の保健医療サービス供給体制の充実・向上を目指す先駆的・独創的研究、特に在宅医療/看護にかかわるものを歓迎します。

- 例 ・在宅看護、在宅緩和ケアなど地域医療/在宅看護に関する研究
- ・地域のチーム医療、多職種連携に関する研究
  - ・看護師の地域社会活動と社会的処方に関する研究
  - ・在宅および医療施設での End of Life/看取りに関する研究
  - ・非がん患者を対象とした在宅緩和ケアに関する研究
  - ・看多機の機能に関する研究

##### Ⅱ. 実践調査・研究支援

医療・保健・看護施設や在宅看護の実践における試行的活動や、既存の活動内で確立していない手技、対処の実態調査や有効性検証で、上記Ⅰの研究に該当しない実践的調査的活動を期待します。

- 例 ・日常活動の中で、言語化、デジタル化できる事項の調査
- ・質的評価可能な手技介入の調査

#### 2 応募資格および条件

大学・研究所・医療機関・施設・NGO/NPO 法人・行政機関所属の研究者もしくは保健医療福祉従事者で活動拠点が地域にある方（地域連携室/在宅医療）。

- (1) 所属先倫理委員会で、研究に際して個人情報保護や倫理面での必要な配慮を行ってください。
- (2) 同一申請者（団体・個人）への連続助成は原則として3回（3年）までです。ただし毎年審査選考を行うため、必ず連続して助成が得られるとは限りません。
- (3) 個人、共同研究を問いませんが、複数者が関与する際には研究代表者を指定し申請してください。
- (4) 推薦者は、大学の場合は学長もしくは学部長、大学以外の場合は所属機関長もしくは所属部署の長としてください。
- (5) 同一機関からの複数の応募は可能です。一人の推薦者による応募数の制限はありません。
- (6) 大学院生の応募は可能です。
- (7) 当財団理事、評議員等の関係者の応募はご遠慮ください。

### 3 助成期間

2021年6月1日～2022年2月28日【例年より期間が短縮されていますので、ご注意ください。】

### 4 助成内容

- (1) 助成額：[Ⅰ. 研究] 上限 150 万円/件、[Ⅱ. 実践調査支援] 上限 80 万円/件  
※選考において申請金額を査定により減額して助成決定を行う場合あり
- (2) 対象数：Ⅰ、Ⅱ合わせて 10 件程度
- (3) 助成金の使途：研究の計画遂行に必要な経費 ※「費目一覧表」のとおり
- (4) 交付先：原則として、申請者個人名義の指定銀行口座
- (5) 交付時期：2021 年 7 月下旬予定

### 5 応募方法

WEB 申請（助成事業ページ <https://system.shf.or.jp/app/login/>より事前に基本情報登録を行うこと）

### 6 応募受付期間

2021年3月中旬～4月12日（月）24時〆切

### 7 助成の決定

審査・選考の上、決定します。採択・非採択の内示は 2021 年 5 月中旬にメールでご連絡いたします。  
正式な決定通知日は、2021 年 6 月 1 日付になります。

以上

**公益財団法人 笹川保健財団 事業部 地域保健**

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 5 階

E-mail : community\_health@shf.or.jp

Supported by  **日本 THE NIPPON  
財団 FOUNDATION**

## 助成金の使途について

表1 費目一覧

科目	細目	使途	備考
謝金	研究協力者謝礼金	ある特定の用務の提供に対して、共同研究者以外の研究協力者からの協力・助言に対する謝礼	(1)研究者本人、所属施設・団体の職員に対する支給は認められない。原則として給与形式は認められない。 (2)謝礼の支出にあたっては、所属機関の「諸謝金支給基準」及び表2を参考に実施すること。 (3)受領者には、所得税法に定める確定所得申告の手続きを行うよう指導すること。
役務費	臨時雇人費	研究に直接必要な日々雇用の単純労務に服する者に支払う賃金等（試験検査、実態調査、実験補助、動物飼育補助、研究資料の集計・資料整理作業等）	(1)研究者本人、所属施設・団体の職員に対する支給は認められない。 (2)1日8,300円(1日当たり8時間)を目途とする。 (3)受領者には、所得税法に定める確定所得申告の手続きを行うよう指導すること。
会議費	会議費	研究に必要な会議等に要する経費（会議室利用料、付属機器利用料、茶菓子弁当代等）	(1)茶菓子弁当代は、1人1回1,500円を目途とする。 (2)酒類の支出、酒類を提供する場所での会議費は認められない。 (3)食事の支出は、食事時間帯を挟む長時間の会議のみとする。
旅費	研究、調査、会議等旅費	研究のため片道100kmを超える出張に伴う交通費、宿泊費、日当等	(1)所属施設・団体の長の出張命令に基づき出張の手続きをとること。 (2)旅費の支出は、当財団の研究課題による研究を実施する上で、必要な場合に限る。学会発表・出席のための支出はできない。 (3)旅費計算にあたっては所属施設・団体の「旅費規定」等によること。 (4)グリーン車、スーパーシートの利用は認められない。 (5)研究者が所属先へ通勤するための定期・回数券は支出対象外とする。 (6)自家用車を利用して移動する場合の経費は、1kmにつき37円を上限とする。
交通費	交通費	在勤地内およびその近郊(片道100km未満)を電車・バス等を利用して研究調査活動を行う場合の経費	(1)片道100km未満の会議、事務連絡等の交通費。
図書費	図書費	研究に直接必要な図書	
消耗品費	消耗品費	研究に直接必要な消耗品（ガラス器具、現像料込のフィルム等）	(1)その性質が長期使用に適さないもの、および備品として整理しがたいものとし、原則備品は認められない。ただし判断に困る時は本財団に確認すること。 (2)予算消化の為の大量購入は認められない。
	動物の購入および飼料費	実験用動物の購入、および飼料費	
	試薬品費	研究に直接必要な試薬品等の購入費	
印刷費	印刷費	資料の印刷、複写費、現像料等	(1)本研究助成の報告書の印刷製本費は原則として認められない。 (2)制作物がある場合、1部提出すること。
事務費	通信費	研究に直接必要な切手・ハガキ・電話料等	
	光熱水費	研究に直接必要な電気・ガス・水道料金等	
データ分析費	データ分析費	アンケート調査表集計、転記・解析、テープ起こし等	(1)共同研究者を含む関係者への費用は認められない。
雑費	雑費	各科目に該当しない科目、研究に必要な手数料(振込手数料等)	(1)証拠書類に支出理由を記入すること。 (2)所属先への間接経費が必要な場合は計上ください。

表2 研究遂行のために招へいする学会権威者等への謝金基準単価(参考)

対象期間	基準単価	職名	備考
1時間あたり (1日4時間以内)	9,300円	教授	教授級以上または相当者
	7,700円	准教授	准教授級以上または相当者
	5,100円	講師	講師、技師以上または相当者